

# ○山梨県総合交通センターにおける交通安全教育実施要領

〔平成18年3月3日〕  
〔通達（交企）第113号〕

## 第1 目的

この要領は、山梨県総合交通センターの名称等を定める訓令（平成18年山梨県警察本部訓令第4号）に定める山梨県総合交通センターにおける交通安全教育施設に設置された設備、機器等を利用した効果的な交通安全教育を実施するため、必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2 設備、機器等の種類

- 1 学習ルームの設備、機器等にあっては、学習ルーム設備、機器等一覧表（別表第1）のとおりとする。
- 2 体験コースの設備、機器等にあっては、体験コース設備、機器等一覧表（別表第2）のとおりとする。

## 第3 交通安全教育の実施

交通部交通企画課長（以下「交通企画課長」という。）は、利用者の年齢及び自動車運転免許の取得状況に応じ、交通安全教育実施基準（学習ルーム）（別表第3）及び交通安全教育実施基準（体験コース）（別表第4）により交通安全教育を実施するものとする。

## 第4 自転車運転免許証の作成及び交付

- 1 交通企画課長は、自転車利用者も交通社会の一員であるとの自覚を促し、自転車利用時の交通ルール及びマナーを向上させ、自転車による交通事故を防止するため、山梨県総合交通センターにおける交通安全教育施設の管理及び運営要領（平成18年3月3日付け、通達（交企）第112号）に定める交通安全教育施設利用申請書（団体用）により学習ルーム及び体験コースの利用申出を行い、交通安全教育実施基準（体験コース）に基づく審査に合格した小学生のうち、希望する者に、警察本部長名による自転車運転免許証（第1号様式）を交付するものとする。
- 2 自転車運転免許証の交付を希望する小学生から自転車体験コースの申込みを受け付けるときは、原則として利用しようとする日の1か月前までに自転車体験コース利用者名簿（第2号様式）を提出させるものとする。
- 3 交通企画課長は、自転車体験コース利用者名簿を基に自転車体験コース利用時に小学生の顔写真を撮影し、自転車運転免許証を作成するものとする。
- 4 交通企画課長は、自転車体験コース利用者名簿を自転車運転免許証の管理台帳として年度ごと

に管理するものとする。

#### 第5 実施年月日

この要領は、平成18年3月5日から実施する。

別表及び様式 略